

観光と農業のにぎわい 10

～ 農水産物流通・加工・観光拠点施設 ～

先月は、農地の魅力(多面的機能)を説明しましたが、今回は、魅力の一つである「安全安心な食料の供給」について説明します。

近年、各種食品の偽装表示、無登録農薬の使用など、「食」と「農」をめぐる様々な問題が明らかになり、消費者から食の安全安心を求める声が高まっています。

このような状況の中で、減農薬、有機栽培などの取り組みをはじめ、生産者と消費者がより近い関係を築く(顔の見える関係づくり)地産地消の取り組みなど、安全安心な食料の供給が進められています。

本町でも、地産地消の推進による安全安心な食料の供給に努めていきます。

顔の見える生産者や事業者

園芸農家

畜産農家

加工業者

漁業者

西原町マップ

農用地

西原の野菜は新鮮だね!

子供にも安心ね!

農水産物流通・加工・観光拠点施設

※安全安心を確保する取組み例

- ・**トレーサビリティ**：食品の安全を確保するために、栽培や飼育から加工・製造・流通などの過程を明確にする取組。
- ・**農業生産工程管理(GAP)**：農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全、環境保全、労働安全に関する法令等を遵守するための点検項目を定め、その実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組。

【お問い合わせ】 建設部産業観光課 農地農政係 ☎945-4540

農業委員、農地利用最適化推進委員の候補者募集について

	農業委員	農地利用最適化推進委員
推薦及び募集の定数	12人	5人
業務内容	①農業委員会総会への出席 ②農地利用の最適化の推進に関する指針の作成、変更 ③農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定 他	①人・農地プランなど、地域農業者との話し合いを推進 ②農地の出し手、受け手への働きかけ、農地利用の集積、集約化を推進 ③耕作放棄地の発生防止と解消を推進 他
任期	平成29年10月1日～平成32年9月30日	委嘱の日～農業委員の任期満了日
推薦及び募集の期間	5月1日(月)～5月31日(水) 農業委員会事務局へ直接提出又は郵送での受付(郵送の場合は、当日消印有効)	
提出場所	西原町農業委員会事務局(西原町役場産業観光課内) ※推薦人の要件、被推薦人及び応募者の資格等の詳細、各推薦書、応募書のダウンロード等につきましては、西原町農業委員会事務局までお問い合わせいただくか、町ホームページ(トップページ→新着情報)をご覧ください。	

ここが変わる！農業委員会！！

➤ 公選制から地域推薦・公募になります。

農業委員の選出方法は、これまでの公職選挙法に基づくものから、町長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。町長は任命に当たり、農業者等から候補者の推薦を求め、希望者を募集します。

➤ 認定農業者等を過半数。利害関係者以外も登用。

農業委員の過半数は認定農業者等であることが求められます。また、農業委員会の所掌事務に関して利害関係のない者を1名以上含めることが求められています。

➤ 女性や青年の積極的な登用促進。

委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。

➤ 「農地利用最適化推進委員」が設置されます。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱します。委嘱に当たり、区域ごとに農業者等から候補者の推薦を求め、希望者を募集します。

※農地利用最適化推進委員とは、農業委員と同じく、西原町の「非常勤の特別職公務員」であり、農業委員と力を合わせて「農地等の利用の最適化の推進」のために活動します。

【お問い合わせ】 西原町農業委員会 ☎945-5281